

わがまち特例による固定資産税の特例措置について

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」が導入されています。

下妻市では、固定資産税に係る特例割合を下記の「わがまち特例一覧」のとおり規定しています。

該当する資産を所有している方は、市税務課固定資産税係までお問い合わせください。

わがまち特例一覧(平成31年4月1日時点)

No.	対象資産	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率 (課税標準額に 乗じる割合)	地方税法	市条例
1	汚水又は廃液の処理施設 (償却資産)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置等	H30.4.1 ～ R2.3.31	期限なし	1/2	法附則第15条第2項第1号	付則第10条の2第1項
2	大気汚染防止装置の指定物質抑制施設 (償却資産)	テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式指定物質処理装置	H30.4.1 ～ R2.3.31	期限なし	1/2	法附則第15条第2項第2号	付則第10条の2第2項
3	下水道除害施設 (償却資産)	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置、中和装置等	H30.4.1 ～ R2.3.31	期限なし	3/4	法附則第15条第2項第6号	付則第10条の2第3項
4	雨水貯留浸透施設 (償却資産)	透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯水施設等	H30.4.1 ～ R3.3.31	期限なし	3/4	法附則第15条第8項	付則第10条の2第4項
5	都市再生緊急整備地域内の公共施設及び一定の都市利便施設 (家屋、償却資産) ※都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得するもの	(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路等	H27.4.1 ～ R3.3.31	課税の年度から5年度分	3/5	法附則第15条第19項	付則第10条の2第5項
6	都市再生緊急整備地域内の公共施設及び一定の都市利便施設 (家屋、償却資産) ※都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得するもの ※特定都市再生緊急整備地域内のもの	(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路等	H27.4.1 ～ R3.3.31	課税の年度から5年度分	1/2	法附則第15条第19項	付則第10条の2第5項
7	津波対策に供する施設 (償却資産)	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設	H28.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から4年度分	1/2	法附則第15条第29項	付則第10条の2第6項
8	津波防災に係る指定避難施設避難用部分 (家屋)	施設の屋上、階段等	H30.4.1 ～ R3.3.31	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	2/3	法附則第15条第30項第1号	付則第10条の2第7項
9	津波防災に係る管理協定の協定避難用部分 (家屋)	管理協定に定められた協定避難用部分 (既存施設)	H30.4.1 ～ R3.3.31	協定締結日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	1/2	法附則第15条第30項第2号	付則第10条の2第8項
10	津波防災に係る管理協定の協定避難用部分 (家屋)	管理協定に定められた協定避難用部分 (建設予定施設又は建設中の施設)	H30.4.1 ～ R3.3.31	課税の年度から5年度分	1/2	法附則第15条第30項第3号	付則第10条の2第9項

No.	対象資産	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率 (課税標準額 に乘じる割合)	地方税法	市条例
11	指定避難施設に附属する避難用償却資産 (償却資産)	誘導灯、誘導標識等	指定日以後の取得物	課税の年度から5年度分	2/3	法附則第15条第31項第1号	付則第10条の2第10項
12	協定避難施設に附属する避難用償却資産 (償却資産)	誘導灯、誘導標識等	締結日以後の取得物	課税の年度から5年度分	1/2	法附則第15条第31項第2号	付則第10条の2第11項
13	特定太陽光発電設備 (償却資産)	太陽光発電設備 (発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	2/3	法附則第15条第33項第1号イ	付則第10条の2第12項
14	認定風力発電設備 (償却資産)	風力発電設備 (発電規模20キロワット以上の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	2/3	法附則第15条第33項第1号ロ	付則第10条の2第13項
15	認定水力発電設備 (償却資産)	水力発電設備 (発電規模5,000キロワット以上の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	2/3	法附則第15条第33項第1号ハ	付則第10条の2第14項
16	認定地熱発電設備 (償却資産)	地熱発電設備 (発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	2/3	法附則第15条第33項第1号ニ	付則第10条の2第15項
17	認定バイオマス発電設備 (償却資産)	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット以上20,000キロワット未満の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	2/3	法附則第15条第33項第1号ホ	付則第10条の2第16項
18	特定太陽光発電設備 (償却資産)	太陽光発電設備 (発電規模1,000キロワット以上の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	3/4	法附則第15条第33項第2号イ	付則第10条の2第17項
19	特定風力発電設備 (償却資産)	風力発電設備 (発電規模20キロワット未満の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	3/4	法附則第15条第33項第2号ロ	付則第10条の2第18項
20	特定水力発電設備 (償却資産)	水力発電設備 (発電規模5,000キロワット未満の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	1/2	法附則第15条第33項第3号イ	付則第10条の2第19項
21	特定地熱発電設備 (償却資産)	地熱発電設備 (発電規模1,000キロワット以上の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	1/2	法附則第15条第33項第3号ロ	付則第10条の2第20項
22	特定バイオマス発電設備 (償却資産)	バイオマス発電設備 (発電規模10,000キロワット未満の発電設備)	H30.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度から3年度分	1/2	法附則第15条第33項第3号ハ	付則第10条の2第21項

No.	対象資産	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率 (課税標準額に 乗じる割合)	地方税法	市条例
23	浸水防止用施設 (償却資産)	防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機	H29.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度 から5年度分	2/3	法附則第15 条第38項	付則第10条の 2第22項
24	公共施設等の用に供する家 屋、償却資産 ※都市再生特別措置法に基 づき認定誘導事業者が整備 したもの	公園、広場、緑化施設、通路等	H28.4.1 ～ R2.3.31	課税の年度 から5年度分	4/5	法附則第15 条第40項	付則第10条の 2第23項
25	特定事業所内保育施設	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受け た事業者が、一定の保育に係る施設を設置する場 合、当該施設の用に供する固定資産	H29.4.1 ～ R3.3.31	補助開始日 の属する年 の翌年の1 月1日を賦課 年度とする 年度から5年 度分	1/2	法附則第15 条第44項	付則第10条の 2第24項
26	都市緑地法の認定計画に係 る市民緑地 (土地)	緑地管理機構が設置・管理する一定の市民緑地 の用に供する土地	設置・管理 後～ R3.3.31	設置日の属 する年の翌 年の1月1日 を賦課年度 とする年度 から3年度分	2/3	法附則第15 条第45項	付則第10条の 2第25項
27	中小企業者の導入する生産 性向上に資する先端設備 (償却資産)	中小企業者の導入する生産性向上に資する先端 設備に係る償却資産	生産性向 上特別措 置法施行 日 ～ R3.3.31	課税の年度 から3年度分	0	法附則第15 条第47項	付則第10条の 2第26項
28	サービス付き高齢者向け賃 貸住宅 (家屋)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定す るサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅	H27.4.1 ～ R3.3.31	課税の年度 から5年度分	2/3	法附則第15 条の8第2項	付則第10条の 2第27項
29	家庭的保育事業 (家屋、償却資産)	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却 資産	認可後 ～	期限なし	1/2	法第349条の 3第28項	第61条の2第1 項
30	居宅訪問型保育事業 (家屋、償却資産)	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び 償却資産	認可後 ～	期限なし	1/2	法第349条の 3第29項	第61条の2第2 項
31	事業所内保育事業 (家屋、償却資産)	事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償 却資産	認可後 ～	期限なし	1/2	法第349条の 3第30項	第61条の2第3 項